

第9章 県の試験研究機関における知的財産の創造・保護・活用

本県産業における知的財産の創造・保護・活用の推進に当たり、県の試験研究機関の有する研究開発機能や研究成果は地域の貴重な知的資源であり、その積極的な活用が期待される。

今後とも、県試験研究機関は社会ニーズを踏まえた効果的な試験研究を展開し、有用な研究成果を生み出し、これを知的財産として確立し、その保護・活用を推進する。

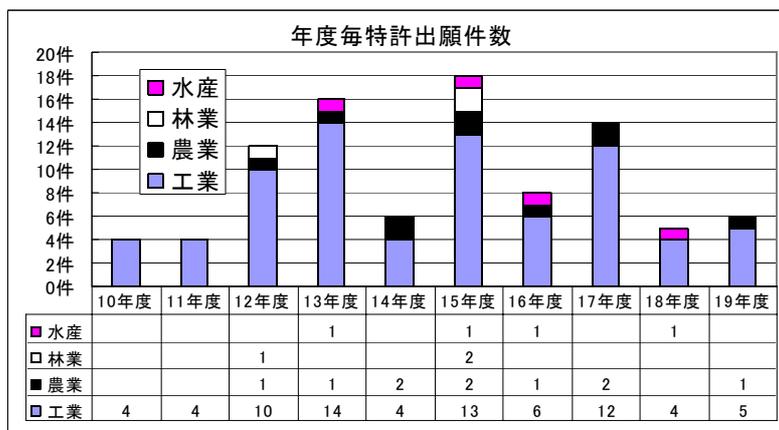
県有知的財産については、単に件数を増やすということではなく、地域産業に貢献できる優れた知的財産を数多く生み出すという視点で取り組むとともに、県有知的財産の活用割合が低い現状にあることから、その効果的活用を促進するための方策を推進していく。

1 県有知的財産の状況

(1) 特許出願件数

本県経済商工観光部及び農林水産部所管試験研究機関の発明に基づく特許出願は、研究内容を高度化及び権利化した上で企業等へ技術移転を行うことが重要となってきたことなどから、年度毎のばらつきはあるものの、ここ数年の出願は継続的に行われている。

また、これまで産業分野では工業が中心であったが、近年、農・林・水産業の1次産業系の特許出願も毎年行われるようになってきている³⁰。

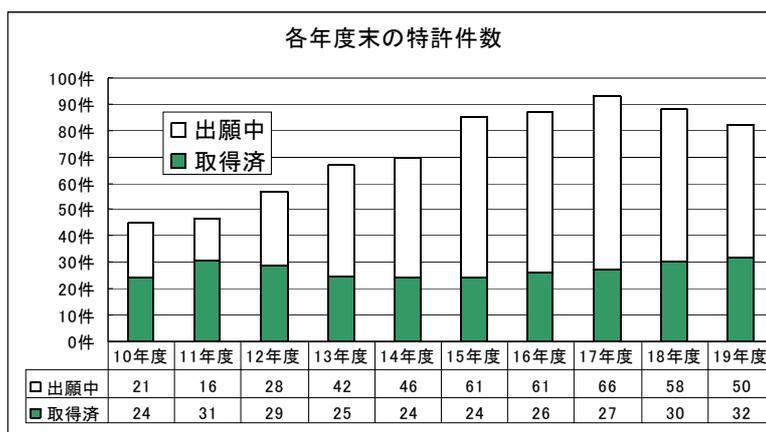


30 県有特許一覧のホームページ

http://www.pref.miyagi.jp/shinsan/shin-sangyo/chizai/kousetsusi_chizai/tokkyo2.html

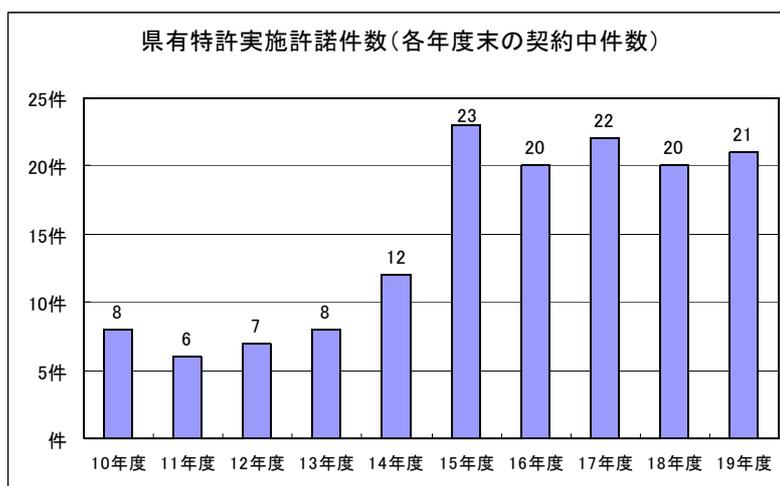
(2) 県有特許の保有件数

近年の特許出願の増加に伴い、取得済の特許件数は増加傾向にあるが、定期的に保有の継続についての検討を行い、技術の変化に伴い活用度合いの低くなったものや特許権の維持管理費用に比して実施料収入が見込めないものなどについては、出願審査請求³¹を行わなかったり、特許料の支払いを停止するなどして権利消滅させていることから、各年度末の特許件数（出願中件数と取得済件数の合計）は減少傾向にある。



(3) 県有特許の実施許諾契約状況

県有特許の実施許諾契約については、出願数の増加に反して低下の傾向にあった時期もあったが、近年は20件前後で推移している。



31 出願審査請求 特許は出願しただけでは審査されず、審査を受けるためには出願審査請求をしなければならない(特許法第48条の2)。また、出願日から3年以内に出願審査請求を行わないと取下げたものとみなされる(同第48条の3)。

(4) 県育成登録品種の状況

本県の試験研究機関においては、重要課題として優れた品種の育成に取り組んでおり、品質や栽培特性に優れた品種について、登録を行っている。

◎現在登録されている県育成品種一覧

	名称	種目	育成機関	登録番号	登録年月日
1	こころまち	稲	古川農業試験場	4472	平成07年03月27日
2	ササニシキBL1号	稲	古川農業試験場	4769	平成07年11月08日
3	ササニシキBL2号	稲	古川農業試験場	4770	平成07年11月08日
4	ササニシキBL3号	稲	古川農業試験場	4771	平成07年11月08日
5	ササニシキBL4号	稲	古川農業試験場	4772	平成07年11月08日
6	ササニシキBL5号	稲	古川農業試験場	6203	平成10年03月13日
7	ササニシキBL6号	稲	古川農業試験場	7079	平成11年03月17日
8	ササニシキBL7号	稲	古川農業試験場	7080	平成11年03月17日
9	杜の乙女	ゆり	農業・園芸総合研究所	7254	平成11年06月14日
10	杜の精	ゆり	農業・園芸総合研究所	7255	平成11年06月14日
11	杜のロマン	ゆり	農業・園芸総合研究所	8196	平成12年06月27日
12	まなむすめ	稲	古川農業試験場	8542	平成12年12月22日
13	蔵の華	稲	古川農業試験場	8543	平成12年12月22日
14	みやぎVWD1号	せり	農業・園芸総合研究所	10071	平成14年03月25日
15	たきたて	稲	古川農業試験場	12055	平成16年06月04日
16	オラガモチ	稲	古川農業試験場	12961	平成17年03月23日
17	もちむすめ	稲	古川農業試験場	13873	平成18年03月09日
18	みやぎLD2号	はたけしめじ	林業技術総合センター	14662	平成18年12月14日
19	みやぎFL5号	ゆり	農業・園芸総合研究所	15212	平成19年03月15日
20	みやぎFL6号	ゆり	農業・園芸総合研究所	15213	平成19年03月15日
21	オータムプリンセス	きく	農業・園芸総合研究所	15956	平成19年12月18日
22	ロゼページェント	きく	農業・園芸総合研究所&全農	15960	平成19年12月18日
23	サマーキャンディ	いちご	農業・園芸総合研究所	16153	平成20年03月05日
24	もういっこ	いちご	農業・園芸総合研究所	16154	平成20年03月05日

□参考情報（県育成種雄牛登録・系統豚，県育成林木の登録・認定状況の紹介）

○ 知的財産権として保護されているものではないが，本県の試験研究機関では，重要課題として優れた和牛種雄牛，系統豚の造成や林木の育成に取り組んでおり，全国和牛登録協会及び日本養豚協会，独立行政法人森林総合研究所林木育種センターに登録，認定を受けている。

◎現在登録されている基幹種雄牛登録一覧（全国和牛登録協会）

	名号	品種	育成機関	登録番号	生年月日
1	茂糸桜	和牛	畜産試験場	黒高 2024	平成06年04月04日
2	奥北茂	和牛	畜産試験場	黒高 2025	平成08年08月14日
3	神勝福	和牛	畜産試験場	黒高 2026	平成09年09月11日
4	勝緑	和牛	畜産試験場	黒原 3807	平成09年10月18日
5	憲藤	和牛	畜産試験場	黒原 3953	平成11年03月12日
6	安敏波	和牛	畜産試験場	黒 13443	平成12年10月13日
7	幸重波	和牛	畜産試験場	黒原 4090	平成12年06月05日
8	茂洋	和牛	畜産試験場	黒原 4257	平成13年01月09日
9	南安平	和牛	畜産試験場	黒 13533	平成13年01月13日

◎現在認定されている系統豚一覧（日本養豚協会）

	系統名	品種	育成機関	登録番号	認定年月日
1	ミヤギノ	ランドレース	畜産試験場	系統 L12号	平成02年03月01日
2	しもふりレッド	デュロック	畜産試験場	系統 66号	平成14年03月27日

◎現在認定されている県育成林木一覧（森林総合研究所林木育種センター）

	樹種	品種	育成機関	認定年月日
1	アカマツ	精英樹 白石10号	林業技術総合センター	平成15年02月06日
2	クロマツ	宮城（鳴瀬）クロマツ39号	林業技術総合センター	平成16年06月10日
3	クロマツ	宮城（鳴瀬）クロマツ72号	林業技術総合センター	平成16年06月10日
4	クロマツ	宮城（亘理）クロマツ56号	林業技術総合センター	平成16年06月10日
5	クロマツ	宮城（山元）クロマツ82号	林業技術総合センター	平成16年06月10日
6	クロマツ	宮城（山元）クロマツ84号	林業技術総合センター	平成16年06月10日
7	クロマツ	宮城（山元）クロマツ90号	林業技術総合センター	平成16年06月10日
8	クロマツ	宮城（鳴瀬）クロマツ6号	林業技術総合センター	平成19年02月01日
9	スギ	刈田1号	林業技術総合センター	平成15年02月06日
10	スギ	玉造8号	林業技術総合センター	平成20年03月03日
11	スギ	宮城3号	林業技術総合センター	平成20年03月03日

2 県試験研究機関による知的財産の創造・保護・活用

(1) 総合調整の強化

県試験研究機関による知的財産の取組みが効果的、効率的に行われるように、各試験研究機関、関係課及び関係組織との連携強化により、知的財産の創造、保護、活用について円滑に推進していく。

(2) 行政施策に連動した研究開発の推進

県の重点施策や、その他の県政の課題に連動した研究開発を推進し、県政の課題解決に貢献していくとともに、地域産業の競争力強化や問題解決に結び付く知的財産の創出に取り組む。

(3) 企業や生産者のニーズに対応した研究開発の推進

地域の特性に対応した研究開発を推進するため、県内中小企業や生産者、消費者のニーズに対応した研究開発を推進する。

また、これらのニーズに対応した研究開発の推進と速やかな技術移転を図る観点からも、共同研究、受託研究を積極的に進める。

(4) 知的財産の活用を見据えた研究開発

県試験研究機関が取り組む研究課題は、必ずしも知的財産の取得を目指すものとは限らないが、研究成果を知的財産として権利化して普及を図るべきと見込まれるものについては、先行技術(P. 32参照)調査を併せて行いつつ、知的財産の権利化、さらには活用を見据えた研究開発を推進する。

(5) 共同研究、受託研究における成果の取扱いの明確化

共同研究や受託研究の成果について知的財産として権利化する際の基本的な取扱いルールを定め、共同研究契約、受託研究契約において明文化することにより、円滑な権利化を促進する。

(6) 職務発明に関する各種手続、特許出願の迅速化

職務発明³²の認定及び権利承継の決定については、従来の職務発明審査会を

³² 職務発明 企業や官公署の従業者等による発明のうち、その使用者の業務範囲に属し、かつ、発明に至った行為がその従業者等の現在又は過去の職務に属するもの。職務発明については勤務規則等に定めることにより、使用者が特許を受ける権利を承継できる（特許法第35条）。実用新案法、意匠法、種苗法にも同様の規定がある。

廃止し平成14年度から本庁各部長の判断により認定及び決定が行われているところであるが、これらが迅速に行われ、速やかに出願手続が完了するよう、マニュアル等の整備を進める。

(7) 研究職員の知的財産研修の充実

県試験研究機関の研究成果を積極的かつ効果的に権利化し、活用するためには、研究職員の知的財産に関する知識の習得が不可欠であることから、内外の人材や機会も活用しながら、知的財産に関する研修の充実に努め、研究職員の知的財産に関するスキルアップを図る。

3 県有知的財産の活用の促進

(1) 県有知的財産の効果的な活用

知的財産の活用は、実施（利用）の許諾を通じた技術移転が中心となるが、各々の知的財産の特性を踏まえ、活用する県内企業や生産者に利益がもたらされるよう、通常実施権のほか、専用実施権や独占的实施権³³などの方法も含めた効果的な活用を図っていく。

(2) 特許流通アドバイザーとの連携

県有特許の幅広い活用を推進するため、宮城県知的所有権センターの特許流通アドバイザーとの緊密な連携により、企業ニーズと県有知的財産の円滑なマッチングを図り、県有特許の流通を推進する。

(3) ホームページによる情報発信

県有知的財産とその内容を広く知らせるため、県のホームページにおいて県有知的財産を紹介し、活用に結び付けていくとともに、掲載内容についても閲覧者に理解しやすいものとなるよう充実に努めるとともにタイムリーな更新を行う。

³³ 通常実施権、専用実施権、独占的实施権 通常実施権は業としてその特許を実施できる権利で複数の者に設定できる（特許法第78条）。専用実施権は業としてその特許を実施できる権利を専有する権利で1者にのみ設定される（同第77条）。独占的实施権は特許法に直接規定されていないが、実施許諾を受けた者が不実施の際に、特許権者が第三者に許諾できることを条件として1者のみに実施許諾する通常実施権。

(4) 特許流通データベースの活用

特許流通促進事業の一つとして、独立行政法人工業所有権情報・研修館が財団法人日本特許情報機構（Japio）へ委託・運営している特許流通データベースには数万件の開放特許(P. 33参照)が登録されており、広く流通が図られていることから、県有特許についても積極的に登録を行い、活用を図る。

(5) 農林水産知的財産ネットワークの活用による連携強化

農林水産分野の知的財産に関わる大学及び公的研究機関や企業等との連携を促進し、知的財産による新事業の創出等産業の発展に貢献することを目的とした「農林水産知的財産ネットワーク」を活用し、県有知的財産の利用促進に向け関係機関との連携強化を図る。

4 効果的な試験研究活動と成果普及の総合的な推進

地域産業の一層の振興を図るためには、試験研究課題の掘り起こし、研究計画の策定、成果の評価及び普及などの各段階において、行政施策側と試験研究側との、知的財産の創造・保護・活用に視点を置いた行政施策側と試験研究側との共同・連携がこれまで以上に求められている。

このため、行政施策、事業担当及び試験研究担当がその役割を遂行する中で知的財産を念頭に置き、相互の業務において相乗効果が発揮されるように努める。

(1) 行政施策・事業担当における取組み

- ・ 地域の産業経済を発展させるために、関係施策・事業を推進するに当たっては、地域産業の特性を理解した上で、関係施策・事業を推進するに当たっては、知的財産の有効活用等にも配慮し、その理解促進や助言を行うとともに、産学連携機関や中小企業等支援機関との連携を推進しながら、地域産業の課題の解決に取り組む。
- ・ 知的財産等に関して研修を強化し、また、企業、支援機関との交流、OJT³⁴等を通じて広範な知見の向上に努める。

34 OJT On the Job Training（職場内訓練）の頭文字で、日常の業務を通じて、職務遂行に必要な知識や技能を身に付けさせようとする。

(2) 試験研究機関・研究担当等における取組み

- ・ 各試験研究機関においては各分野の産業振興に係る基本計画(P. 6参照)並びに地域産業の動向及び地域企業等の実情や課題を踏まえた試験研究推進構想を策定し、各年度毎に地域の産業振興に寄与する研究課題、技術開発計画を設定する。その際、研究成果の地域中小企業等への技術移転や普及が円滑に進むように、関連する先行技術(P. 32参照)、技術水準の動向等を踏まえ、知的財産の権利化・活用にも留意し、効果的な研究開発を行うとともに、行政施策・事業の展開においても技術的側面からの施策立案への貢献に努める。
- ・ 内外の人材や機会を活用した知的財産の知識の習得を一層推進するとともに、研究者が地域の企業や生産者、行政施策担当者、支援機関、関係団体などの情報交換等を促進するなどの連携強化を図る。

5 知的財産に関する支援体制の整備充実

- ・ 県内企業や生産者の知的財産への取組みを促進するため、特許流通アドバイザー、特許情報活用支援アドバイザー及び県内の知的財産関連支援機関（巻末「宮城県内の知的財産支援機関マップ」参照）と連携し、円滑な技術移転、特許情報の活用促進、また、技術普及支援を進めるほか、その体制を整えるなどの取組みを強化する。